

中野稲門会 会則

平成 30 年 5 月 26 日開催の総会における第 4 号議案として承認

第 1 条 (名称)

本会は、中野稲門会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、東京都中野区内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦・啓発を図るとともに、早稲田大学校友会との連絡を密にして、大学及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (会員)

本会は、中野区に居住又は勤務する早稲田大学及び大学が設立した各校に在籍したことのある者、及びその家族、早稲田大学在校生、現・旧職員並びに推薦校友をもって組織する。また、本会の目的に賛同して会費を納入する者を会員とすることができる。

第 5 条 (事業)

本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 会員の啓発に関する事業
- (3) 上記 (1) (2) を推進するための部会の設立及び運営を支援する事業
- (4) 会員の慶弔に関する事業
- (5) 早稲田大学、早稲田大学校友会及び地域社会の発展に寄与する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 6 条 (役員)

1 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 20 名以内
- (3-2) 副幹事 10 名以内
- (4) 監査役 2 名

2 幹事の中に、幹事長 1 名及び副幹事長若干名をおく。

第 7 条 (役員を選任)

1 役員(会長、副会長、幹事及び監査役)は、定例総会において、会員の中より選出する。

1-2 副幹事は、幹事長が指名し、役員会の承認を得る。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条（役員職務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事長のもとで、会計、庶務、会員、広報等の業務を分担する。
- 3-2 副幹事は、幹事長、副幹事長を補佐し、必要に応じ、各幹事の業務を支援する。
- 4 監査役は、会計監査し、定例総会に報告する。

第9条（役員会・幹事会）

- 1 役員会は、第3条の目的のため、会長が招集し、本会の運営を協議する。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、事業運営を協議・執行する。

第10条（名誉会長・相談役・顧問）

本会は、総会の議決により、会員中より名誉会長、相談役、顧問を推戴することができる。

第11条（総会）

- 1 本会は毎年1回、事業年度終了後6ヶ月以内に定例総会を開催する。
但し、会長が必要あると認めるとき、および会員の20名以上の者から開催の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 本会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。

第12条（会計）

- 1 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに充当する。
- 2 本会の会費は、年額金4,000円とする。
但し早稲田大学在校生は会費を免除する。

第13条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

- 1 本会則は、平成10年7月5日より施行する。
- 2 本会則は、平成11年5月22日より施行する。
- 3 本会則は、平成16年5月22日より施行する。
- 4 本会則は、平成17年5月28日（年会費額は17年度分）より施行する。
- 5 本会則は、平成18年5月21日より施行する。
- 6 本会則は、平成19年6月2日より施行する。
- 7 本会則は、平成24年5月19日より施行する。
- 8 本会則は、平成30年5月26日より施行する。